

## リハビリテーションスタッフ養成奨学金規程

社会医療法人 近 森 会

### (目的)

第1条 この規程は近森会グループ内において、将来、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士として業務に従事しようとする者に対し、学業に専念し人間性豊かな学生生活をおくれるよう支援するために設けられた奨学制度である。

### (奨学生の資格)

第2条 大学（学部・修士）・短期大学・専門学校において理学療法科、もしくは作業療法科、言語聴覚科（修士は他学科でも可）を専攻し、卒業後、近森会グループ（近森病院・近森リハビリテーション病院・近森オルソリハビリテーション病院等）で勤務することの意志を明確にもっており、勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

### (奨学金)

第3条 奨学金は年間600,000円とする。

2. 奨学金は、貸与奨学金とする。

### (募集)

第4条 募集は毎年実施する。

2. 募集時期は毎年3月とする。

### (奨学金貸与期間および貸与方法)

第5条 貸与期間は、所定の修学期間内で学生が必要とする期間とする。

2. 貸与方法は、奨学生の指定口座に年2回で3月と9月に振り込む。

3. 初年度は4月に3月分を振り込む。

4. 奨学金の貸与に関し利子は課さない。

### (応募手続)

第6条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、別に定めるつぎの書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 奨学金貸与申請書
- (3) 誓約書
- (4) 在学中の成績証明書
- (5) 家庭状況調査書

### (選考)

第7条 選考は前条の応募者に対し書類選考・面接・小論文によりおこなう。

(奨学生の資格喪失)

- 第8条 奨学生が奨学金の貸与を必要としなくなったときは、速やかに奨学金貸与辞退届を提出しなければならない。
2. つぎの各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の資格を失い、以降の奨学金の貸与は停止するものとする。
- (1) 進級できず留年したとき。
  - (2) 休学・退学したとき。
  - (3) 心身の故障のため修学の見込み・卒業の見込みがないと認められるとき。
  - (4) 死亡または行方不明となったとき。
  - (5) その他近森会および学校が奨学生として不適當と認めるに至ったとき。

(償還の猶予)

- 第9条 在学機関を卒業後、理学療法士、もしくは作業療法士、言語聴覚士免許未取得の場合、近森会グループで看護補助者として従事するときは1年に限り、奨学金の返済を一時的に延期できる。

(償還の免除)

- 第10条 在学機関を卒業した翌年までに理学療法士、もしくは作業療法士、言語聴覚士の免許を取得し、貸与期間に応じ下に定める期間近森会グループで理学療法士、もしくは作業療法士、言語聴覚士として業務に従事した場合には、償還金の返済を免除する。
- (1) 貸与期間1年間 従事期間2年間
  - (2) 貸与期間2年間 従事期間3年間
  - (3) 貸与期間3年間 従事期間5年間
  - (4) 貸与期間4年間 従事期間6年間
2. 免許取得後の修士生に限り、履修期間中の近森会グループでの就労についても従事期間に該当する。

(償還)

- 第11条 奨学生は、つぎの各号の一に該当する場合には、貸与を受けた奨学金の総額を直ちに一括返済しなければならない。
- (1) 第8条の規定に該当し、奨学生の資格を喪失した場合。
  - (2) 第9条の規定に該当しない場合。
  - (3) 第10条の規定に該当しない場合。
  - (4) 理学療法士、作業療法士、もしくは言語聴覚士免許を取得できなかった場合。  
ただし、第9条に該当する場合は、償還の猶予期間内に理学療法士、作業療法士、もしくは言語聴覚士免許を取得できなかった場合。
  - (5) 在学機関卒業年度に近森会グループに採用されなかったとき。

(報告と身上異動の届出)

第12条 奨学生は毎年度末に健康状態・学業進捗について近森会リハビリテーション部に報告しなければならない。

2. つぎの各号に該当するときは直ちにその旨を近森会リハ部に届出る。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 修学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき。
- (3) 休学する事情が生じたとき。
- (4) 卒業したとき。
- (5) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき若しくは破産の宣告を受けたとき。
- (6) 振込先に変更が生じたとき。

(その他)

第13条 この規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2024年2月1日より施行する。

2024年1月25日作成